

岩手県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 岩手県の一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年10月21日から同年12月20日まで
- 3 実施する公共測量の種類 MMS計測による路面性状調査